

平成20事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

第1 証券検査基本方針

1. 基本的考え方

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の基本的使命は、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者を含めた市場参加者の信頼を保持することにある。これを実現するために、市場の仲介者である金融商品取引業者等に対して、証券検査（以下「検査」という。）を厳正かつ適切に実施することが、検査に求められる最も重要な役割である。また、金融商品取引業者等自身にも、市場の実情に精通する者として、自らを律して投資者からの信頼や公正・健全な市場の確保のために貢献するゲートキーパーとしての役割が期待されている。金融商品取引業者等との対話を通じ、そうしたゲートキーパーとしての自覚を促すことも検査の重要な役割である。

我が国金融・資本市場は、金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化といった環境の変化や、金融商品取引法の改正をはじめとする制度の変革など、ダイナミックな状況変化に直面している。このような局面変化に対応するため、また、金融・資本市場の活性化、国際競争力の強化を進めるため、金融庁においては、市場参加者にとってより質の高い規制を目指すベター・レギュレーションの取組みが行われている。国際的にも、各国証券規制当局において、同様の取組みが既に行われてきているところである。

証券監視委においては、こうした国内外の動きを踏まえた対応を本格化させる必要がある。もとよりベター・レギュレーションとは、投資者を含めた市場参加者にとって、より良い規制を目指すものであり、そして、市場参加者にとって望ましい検査の姿とは、効率的かつ効果的な検査であると考ええる。

「効率的な検査」とは、単にリスクに基づく密度の濃い検査を行うということだけではない。金融商品取引業者等における内部管理態勢の充実、そして市場規律の強化による、金融商品取引業者等自身による自己改善努力を最大限に活かし、これを補完するような検査を行うことである。そして、「効果的な検査」とは、検査の結果が金融商品取引業者等の内部管理態勢の持続的な改善、ひいては市場参加者による信頼の向上に確実に結びつくような検査を行うことである。そして、こうした効率的かつ効果的な検査を実現するためにも、金融商品取引業者等との対話と、関係部局等との連携は、不可欠な前提であると考ええる。

具体的には、以下の点に留意しつつ、効率的かつ効果的な検査を行う。

- ① 市場ルールに関する違反行為の検証を行うとともに、金融商品取引業者等の経営管理態勢等の態勢整備に着目したプリンシプル・ベースも踏まえた検査を行う。
- ② 検査対象先の選定にあたっては、内在するリスクをできるだけ早く認識し、検査対象先のリスクの所在を分析するとともに、当該リスクに焦点を当てたメリハリのある検査を行う。

- ③ 実効性のある内部管理態勢の整備に向けた金融商品取引業者等の自主的な取組みに資するよう、双方向の対話等を重視した検査を行う。
- ④ 検査の透明性・予測可能性を向上させるため、必要に応じ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」の見直しを図るとともに、これを公表する。

他方、サブプライムローン問題を通じて顕在化した、証券化商品の世界的な広がり、それに伴うリスク管理上の問題を踏まえ、特に、証券化商品の組成、引受、販売等を行う金融商品取引業者の引受審査態勢、リスク管理態勢及び販売管理態勢等に着目して検証を行っていく必要がある。

また、今般、金融商品取引法が改正され、多様な質の高い金融サービスの提供の実現に向け、証券・銀行等間のファイアーウォール規制が見直されるとともに、利益相反管理体制の構築が求められることになる。証券監視委としては、これを踏まえた対応も必要となる。

さらに、証券監視委は、必要に応じ、金融庁等に対し、行政処分について勧告等を行うとともに、新たな市場ルールの整備についても関心を持って、建議を含めた適切な対応を図っていくこととする。

2. 平成 20 事務年度の検査実施方針

(1) 効率的かつ効果的な検査に向けて

① リスクに基づいた密度の濃い検査

機動的かつ効率的な検査を実施する観点から、リスクに基づいた検査計画を策定する。市場動向等を的確に捉えた情報収集・分析を行うと同時に、検査対象先の市場における位置付けや抱えている問題点などを総合的に勘案し、検査対象先を弾力的に選定し、検査の優先度を判断する。その際、市場をめぐる横断的なテーマが認められる場合には、必要に応じ、共通の課題のある検査対象先に対して機動的に特別検査も行う。さらに、業務改善命令が行われた問題点や検査で指摘した問題点の改善状況を中心に検証を行う特別検査（「フォローアップ検査」）も必要に応じ実施する。

② 関係部局等との連携強化

検査の効率性及び実効性を高めるため、検査官に対するバックオフィスによるサポート体制の充実を図るとともに、財務局監視官部門との間においても、検査手法や問題意識を共有するため、合同検査の積極化や検査官の交流等を図る。

さらに、以下のように、関係部局等とも連携を強化し、問題意識の共有と目線の統一を目指す。

- ・ 監督部局との間では、適切な役割分担のもと、監督を通じて把握された検査に有効な情報や、検査を通じて把握された監督に有効な情報を交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、適切な連携を図る。
- ・ 金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、同一グループ内の検査対象先に対する検査を円滑に実施する観点等から、必要に応じ、金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対する同時検査を実施するとともに、情報交換を行うなど、必要な連携を図る。
- ・ 自主規制機関との間では、業界や自主規制機能の発揮の状況について実態把握に努

める観点から、定期的もしくは随時に情報交換を行うなど、必要な連携を一層強化する。

- ・ 外国証券規制当局との間では、外資系の検査対象先や海外にも拠点を置く本邦の検査対象先に関して、必要な情報交換を行うなど、連携を強化する。

③ 検査マニュアルの見直しの公表

今般の金融商品取引法改正により、役職員の兼職規制が撤廃されることに伴い、金融グループとしての総合的な内部管理体制の構築を促進する観点から、利益相反管理体制の整備が義務付けられるとともに、こうした体制整備に係る検査権限が証券監視委に付与される。これを踏まえ、検査の着眼点等を定めた「金融商品取引業者等検査マニュアル」を改訂し、検査の透明性確保の観点から公表する。

④ 金融商品取引業者等の自助努力（内部管理態勢のあり方）の検証

検査において認められた業務運営上の問題については、その事実関係や経緯等を分析することにより、法令に抵触するか否かにとどまらず、検査マニュアル中の[金融商品取引業者等のあるべき姿]を想定しつつ、検査対象先の内部管理態勢面からも検証する。内部管理態勢のあり方は検査対象先の姿勢を把握する上で重要な要素であることを踏まえ、形式的な管理体制のみならず、その有効性及び実効性についても深度ある検証を行う。なお、問題の把握に当たっては、検査対象先の組織としての責任について重点的に検証を行う。

⑤ グループ一体型検査の着眼点

同一のグループ内の金融商品取引業者等に対して実施するグループ一体型検査におけるグループ内取引の検証に際しては、顧客情報の取扱いや利益相反取引の防止など、内部管理態勢の状況にかかる検証を行う。特に、利益相反取引については、今般の金融商品取引法改正により、金融グループとしての利益相反管理体制の整備が義務付けられることから、グループ会社に係る取引に伴い、顧客の利益が不当に害されていないか等その実効性について検証する。さらに、グループ内企業が検査対象先に及ぼす影響等の検証の観点から、必要に応じ、持株会社等グループ全体を実態把握することとする。

(2) 重点検証分野

① 金融商品取引業者等の市場仲介機能に係る検証

公正・透明な質の高い金融・資本市場を形成していく上で、金融商品取引業者が顧客管理、売買審査、引受審査等を通じて、市場を悪用あるいは濫用する者の参加を未然に防止する、ゲートキーパーとしての役割を果たすことが極めて重要であることから、その役割を適切に果たしているかについて検証する。

このうち反社会的勢力への対応について、情報収集等により反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢の整備に努めているかについて検証する。また、疑わしい取引の届出について、社内基準の作成等により制度の実効性を確保するための態勢の整備に努めているかについて検証する。その際、口座開設時における本人確認が適切に行われているかについても検証する。

また、資本市場の機能の十全な発揮と健全な発展を図るため、有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が投資者保護の観点から適切

に行われているか等について検証する。なお、CDO等の証券化商品の組成、引受、販売等を行う金融商品取引業者に対しては、その引受審査態勢、リスク管理態勢及び販売管理態勢等についても検証する。

さらに、システム障害の問題等が円滑な有価証券の流通の障害となることがないように、引き続きシステムリスク等が適切に管理されているかについて検証する。なお、金融商品取引業者等における株券電子化への対応状況についても、関係部局と連携しつつ、適切に対応する。

② 法人関係情報の管理態勢(不公正な内部者取引の未然防止)に係る検証

不公正な内部者取引を未然に防止する観点から、金融商品取引業者及び登録金融機関において法人関係情報が適切に管理されているか、具体的には、法人関係情報の登録、役職員による株式取引、情報漏洩及び売買審査等について、実効性のある管理態勢が構築されているか等の観点から検証する。

③ 投資運用業者等の業務の適切性に係る検証

投資運用業者等は投資者から信任を受け、投資者の利益のために運用を行う者であるが、その運用状況を投資者がチェックすることは非常に困難であること等を踏まえ、投資者保護等を図る観点から、投資運用業者等に対し、忠実義務や善管注意義務等の法令等遵守状況を引き続き検証する。特に、不動産投資法人の資産を運用する投資運用業者については、忠実義務等の法令等遵守状況や、利益相反管理態勢並びにデューディリジェンスが有効に機能しているかについて検証する。

④ 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

公正な価格形成は、公正かつ透明性の高い健全な金融・資本市場の構築のための根幹となるものであるが、これを阻害するおそれのある行為だけでなく、その売買管理態勢等に対する検証を行う。

また、インターネット取引やDMAを通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者に対しては、顧客の注文がそのまま市場に取り次がれるといった特質を考慮した売買管理態勢等についても検証する。

⑤ 投資勧誘の状況や分別管理の適切性に係る検証

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、適切な投資勧誘が行われているかについて検証する。投資勧誘状況の検証に当たっては、顧客の知識、経験等の状況を総合的に考慮して、それに見合った説明責任が果たされているかなど、特に適合性原則の観点から検証する。このほか、投資者が最初に商品について接する媒体である広告の中で、投資効果や市場要因の変化の状況等について誤解を生ぜしめるべき表示等を行っていないか検証する。

また、外国為替証拠金取引を取扱う金融商品取引業者を含め、分別管理等の適切性や、財務の健全性の確保の状況についても検証する。

⑥ 自主規制機関の適切な機能発揮等のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか、機能発揮のために十分な態勢が整えられているかについて検証する。具体的には、会員等に対する規則の制定、考査等及び処分等を行う業務、上場審査・管理を行う業務等について検証する。なお、上場審査・管理の検証に当たっては、発行会社・上場会社への反社会的勢力の関与に係る情報収集を行う等、反社会的勢力の金融・資本市場への介入を防止するための取組状況等についても検証する。

さらに、市場インフラとしての取引所の重要性を踏まえ、システムリスク管理など取引所が開設する金融商品市場の運営を円滑かつ適切に行う態勢を構築しているかについて検証する。

⑦ 新たな検査対象先・金融商品等に係る検証

証券監視委の検査対象範囲が拡大したことを踏まえ、引き続き、集団投資スキーム（いわゆるファンド）等新たに検査対象先となった業者等の実態把握に努めるとともに、投資者保護を念頭に検査手法やノウハウの確立に取り組むこととする。

⑧ 過去の検査における問題点の改善状況

過去に指摘されている法令違反行為事項等が依然として改善されていない事例が認められていることに鑑み、前回検査で指摘した問題点の指摘事項の改善状況等について検証し、繰り返し同様の問題点が認められる場合には、厳しく対処する。

第2 証券検査基本計画

第1種金融商品取引業者等

130 社（うち財務局等が行うもの 110 社） [98 社 (82 社)]

投資運用業者、投資助言・代理業者

70 社（うち財務局等が行うもの 35 社） [52 社 (26 社)]

自主規制機関 必要に応じて実施

第2種金融商品取引業者等 必要に応じて実施

（注1）特別検査等を実施することにより、上記検査先については変動があり得る。

（注2） [] の数字は平成 21 年 3 月末までに着手予定の件数。平成 21 事務年度より 7 月～6 月ベースではなく、会計年度（4 月～3 月）ベースに移行して当該基本方針及び基本計画を公表予定。